

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第20条第1項の規定に基づき届出を行った電気最終保障供給約款(令和6年4月1日実施。)において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、Ⅲ(契約種別および料金)に定める料金率および別表3(市場価格調整)(1)ホ(イ)に定める市場価格調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表2(燃料費等調整)(2)に定める基準燃料単価および別表2(燃料費等調整)(3)に定める基準市場単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) Ⅲ(契約種別および料金)に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
最終保障電力A		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2,268.00	206.18
標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	2,124.00	193.09
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	2,124.00	193.09
電力量料金		
1キロワット時につき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	23.41	2.13
標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	21.77	1.98
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	21.77	1.98
最終保障電力B		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2,268.00	206.18
標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	2,124.00	193.09
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	2,124.00	193.09

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合 電力量料金	2,124.00	193.09
1 キロワット時につき		
標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	23.41	2.13
標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	21.77	1.98
標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	21.77	1.98
標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	21.77	1.98

(2) 別表 2 (燃料費等調整) (2) に定める基準燃料単価

区分および単位	基準燃料単価	消費税等相当額
	円	円
1 キロワット時につき		
高圧で供給を受ける場合	0.174	0.016
特別高圧で供給を受ける場合	0.169	0.015

(3) 別表 2 (燃料費等調整) (3) に定める基準市場単価

区分および単位	基準市場単価	消費税等相当額
	円	円
1 キロワット時につき		
高圧で供給を受ける場合	0.317	0.029
特別高圧で供給を受ける場合	0.309	0.028

(4) 別表 3 (市場価格調整) (1) ホ(イ) に定める市場価格調整単価

区分および単位	市場価格調整単価	消費税等相当額
	円	円
最終保障電力 A		
1 キロワット時につき		
標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	3.90	0.35
標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	3.63	0.33
標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	3.63	0.33
最終保障電力 B		
1 キロワット時につき		
標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	3.90	0.35
標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	3.63	0.33
標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	3.63	0.33

区分および単位	市場価格調整単価	消費税等相当額
標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	円 3.63	円 0.33